

千曲市商工業振興条例施行規則に規定する特定地域認定要領

(趣旨)

第1 この要領は、本市における商工業者の育成、従業員の福祉向上、雇用の安定及び企業立地の促進を図るため、千曲市商工業振興条例施行規則（平成15年千曲市規則第97号）第2条第1項第8号に定める市長が特に認める地域の取り扱いについて必要な事項を定める。

(市長が特に認める地域として認定する区域)

第2 市長が特に認める地域として認定する区域は次のとおりとする。

- (1) 国土利用計画（平成20年6月30日制定）において、工業系市街地に区分されている地域
- (2) 都市計画法第8条第1項に規定される用途地域が定められていない土地のうち、同法第6条に規定する調査において、工業用地に区分された地域
- (3) 市内事業者が、既存工場等との一体的な利用を目的として工場等を拡大する場合における既存工場等の近接地（この場合の近接地とは、隣接地のほか生活道路又は用水路等を一本程度挟んだ用地をいい、幹線道路又は他者所有の敷地を挟む場合は対象外とする）

(特定地域の認定)

第3 市長は、特定地域の認定にあたっては、必要に応じ庁内の関係部局から意見を聴取し、当該地域が関係法令から支障なく、かつ、市の産業振興上必要があると認められる場合に認定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年6月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、千曲市商工業振興条例第2条第1項第7号の規定による市長が特に認める地域として認定されたものは、この要領により認定されたものとみなす。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年9月1日より施行する。